

## 4. 役員等の報酬及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟（以下「この法人」という。）定款第27条の規定に基づき、この法人の役員等の報酬及び費用に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

### (役員等)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をする者をいう。

3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外のものをいう。

### (報酬)

第3条 この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

(1) 常勤役員に支給する年額報酬

(2) この法人から役員等に対し出張を依頼する際、別に定める旅費規程に基づき支給する日当及び食費

### (費用)

第4条 この規程において費用とは、役員等が職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給と控除)

第5条 この法人は、常勤役員等の職務執行の対価として報酬を支給することが出来る。

2 非常勤役員は無報酬とする。

3 常勤役員等の報酬は年俸に12分の1を乗じた額をもって支給するものとし、支給日は毎月25日（その日が休日にあたる時は、その前日においてその日に最も近い休日でない日）とする。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

### (年額報酬)

第6条 常勤役員等の年額報酬は、別表1の常勤役員報酬表に掲げるとおりとし、それぞれの役員等の号俸は、理事会の承認を経て会長が決定する。ただし、常勤役員等の報酬の総額は、総会において別に定める範囲内とする。

### (講師及び原稿執筆謝金)

第7条 常勤役員を除く役員が、この法人の行う講演会、研修会、シンポジウム等などの講師、原稿の依頼、競技会運営に参加したときは、別に定める諸謝金に関する規程に基づき、謝金を支給することができる。

(出張時の日当及び食費)

第8条 この法人が役員に対し出張を依頼するとき、日程又は施設の都合により、朝食、昼食、夕食が手配できない場合は、理事会が別に定める旅費規程に基づき、日当及び食費を支給する。

(費用の支払い)

第9条 この法人は、役員がその職務の遂行にあたって支出した費用を支払うことができる。

2 通勤手当については、支給要件に該当する常勤役員に対して、理事会が別に定める給与規程を準用して支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人への移行登記の日より施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成17年9月6日制定の役員報酬規程は廃止される。

別表1：常勤役員報酬表

号俸	月額	年額
1	200,000	2,400,000
2	250,000	3,000,000
3	300,000	3,600,000
4	350,000	4,200,000
5	400,000	4,800,000
6	450,000	5,400,000
7	500,000	6,000,000
8	550,000	6,600,000
9	600,000	7,200,000
10	650,000	7,800,000
11	700,000	8,400,000
12	750,000	9,000,000
13	800,000	9,600,000
14	850,000	10,200,000